

M&A ニュースレター



- I. スチュワードシップ・コードの改訂
- II. 本年度株主総会対応の留意点

2017年
5月号

I. スチュワードシップ・コードの改訂

執筆者: 有吉 尚哉

1. はじめに

日本版スチュワードシップ・コード(以下「日本版 SSC」といいます。)は、2014年2月26日に、金融庁が設置した「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」によって策定されたものであり、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる7つの原則とそれらを補足する指針を定めるものです。この「スチュワードシップ責任」とは、日本版 SSC の中で「機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」(最終受益者を含む。)の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任」と説明されています。

日本版 SSC には、おおむね3年ごとを目処として定期的な見直しを期待される旨が明記されており、2017年は見直し時期に当たります。そして、2016年11月30日には、金融庁・東京証券取引所が設置した「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」より「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書が公表され、日本版 SSC の改訂が提言されました。これを受けて、2017年1月31日より金融庁が設置した「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」で日本版 SSC の改訂に向けた審議がなされ、3月28日には日本版 SSC の改訂案が公表され、パブリックコメントの手続きが実施されました。本稿の執筆時点ではまだ確定した日本版 SSC の改訂版は公表されておきませんが、近日中にパブリックコメントの結果と合わせて日本版 SSC の改訂版が公表されることを見込まれます。公表されている改訂案の内容を前提としますと、原則の内容は従来そのまま維持されており、日本版 SSC の大枠を変更するものではありませんが、議決権行使結果の公表の促進や集团的エンゲージメントの推奨などスチュワードシップ活動の透明性・実効性を高めるための指針の追加・修正が行われます。

日本版 SSC は、その趣旨に賛同する機関投資家に受け入れることを期待する諸原則であり、法的拘束力を有する法規範ではありません。もっとも、信託銀行、投資運用会社、投信委託会社、ファンド、生命保険会社など各類型の主要な機関投資家の多くが日本版 SSC を受け入れており、今回の日本版 SSC の改訂により、事実上、年金基金等のアセットオーナーと、投資運用会社等の運用機関の双方を含む機関投資家の実務に影響を与えることが見込まれます。機関投資家の株主活動の実務に影響を与える反射的な効果として機関投資家から投資を受ける企業にとっても、株主・投資家対応の実務に影響が生じることが予想され

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ます。

以下では、公表されている改訂案の内容を前提に、今回の日本版 SSC の改訂により変更される主な内容について解説をします。なお、パブリックコメントの結果を踏まえて最終的な日本版 SSC の改訂版が改訂案の内容から変更される可能性があり、その場合には、以下の解説が整合しない可能性があることをご了承下さい。

2. 立場に応じた規律の明確化

(1) 総論

改訂前より日本版 SSC の対象となる「機関投資家」には、資金の出し手である「資産保有者としての機関投資家」と資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」が含まれるとされており、さらに、機関投資家から業務の委託を受ける議決権行使助言会社等に対しても日本版 SSC が当てはまるとされています。もっとも、スチュワードシップ責任を果たすために求められる役割は、それぞれの立場に応じて異なることから、改訂後の日本版 SSC では「資産保有者としての機関投資家」を「アセットオーナー」、「資産運用者としての機関投資家」を「運用機関」とそれぞれ定義した上で、アセットオーナー、運用機関それぞれ特有の留意事項が各原則の指針の中に定められています。また、議決権行使助言会社に対しても、個別的な指針を追加しています。

(2) アセットオーナーによる実効的なチェック

アセットオーナーについては、スチュワードシップ責任をより積極的に果たすことが求められています。具体的には、可能な限り、アセットオーナーが自らスチュワードシップ活動に取り組むべきことを前提に、直接的にスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めるべきとされています(指針 1-3)。その上で、アセットオーナーが運用機関を通じてスチュワードシップ活動を行う場合には、実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明示すべきとしています(指針 1-4)。また、アセットオーナーによる運用機関に対するモニタリングの重要性も強調されており、アセットオーナーは、運用機関のスチュワードシップ活動と自らの方針の整合性について、運用機関の自己評価(下記 8 参照)なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきとされています(指針 1-5)。

(3) 運用機関のガバナンス・利益相反管理

運用機関については、ガバナンスの強化や利益相反の管理の取組みを推進すべきことが強調されています。具体的には、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じうる場面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定・公表すべきこと(指針 2-2 第二文)、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備すべきこと(指針 2-3)、運用機関の経営陣は、運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきこと(指針 2-4)が指針として追記されています。

(4) 議決権行使助言会社の体制整備

改訂前の日本版 SSC においても、コードが議決権行使助言会社にも当てはまることが明記されていましたが、改訂後の日本版 SSC では、議決権行使助言会社特有の指針が設けられており、議決権行使助言会社は、企業の状況の的確な把握等のために十分な経営資源を投入し、日本版 SSC の各原則が自らに当てはまることに留意して、適切にサービスを提供すべきこと、また、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すべきこと(指針 5-5)が追記されています。

3. ESG 要素による収益機会を踏まえた状況把握

機関投資家が投資を行う際の考慮事項として、ESG 要素(環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance))が挙げられます。改訂前の日本版 SSC でも、投資先企業のガバナンス、社会・環境問題に関連するリスクを把握すべきことが示されていましたが(指針 3-3)、投資先企業の状況を踏まえ重要と考えられるものは、事業におけるリスク・収益機会の両面で、中長期的な企業価値に影響を及ぼすのではないかと、という考え方から、指針 3-3 が修正され、機関投資家は、投資先企業の ESG 要素に関連するリスクだけでなく収益機会についても、的確に把握すべきであることが明確にされています。

4. パッシブ運用における対話の重要性

改訂前の日本版 SSC でも、機関投資家の運用方針によって日本版 SSC の履行の態様は異なり得ることが明記されており、そのような差異が生じる運用方針の例としてアクティブ運用であるかパッシブ運用であるかが挙げられていましたが、アクティブ運用・パッシブ運用における取組みの具体的な考え方については、言及されていませんでした。今回の改訂では、特にパッシブ運用について、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値を促す必要性が高いことから、機関投資家は、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきであることが明記されています(指針 4-2)。

5. 集団的エンゲージメント

日本版 SSC の策定に際して参考とされた英国のステュワードシップ・コードでは、原則の一つとして「機関投資家は、適切な場合には進んで他の投資家と共同して行動すべきである」という項目が掲げられていることもあり、日本版 SSC の策定時から他の機関投資家と協働して対話を行うこと(集団的エンゲージメント)の必要性は論点となっていました。改訂前の日本版 SSC では、集団的エンゲージメントについての言及はなされていませんでした。今回の改訂では、集団的エンゲージメントについて、企業との間で対話を行う際の選択肢として考えられることを日本版 SSC にも盛り込むべきではないか、という考え方から、集団的エンゲージメントを個別の原則にまではしないものの、エンゲージメントに関する原則 4 に関する指針の中で集団的エンゲージメントが有益な場合もあり得ることが明記されています(指針 4-4)。

6. 議決権行使結果の公表の充実(個別開示の推奨)

機関投資家による議決権行使結果の開示方法、特に投資先企業・議案ごとの個別開示の要否については、今回の日本版 SSC の改訂の議論の中で主要論点となっていました。結果として、改訂後の日本版 SSC では、機関投資家による議決権行使結果の開示について、①少なくとも議案の主な種類ごとの集計開示を行うべきであること、②議決権行使の可視性をさらに高める観点から投資先企業・議案ごとの個別開示を行うべきであること、③それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別開示が必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきであることが議決権行使に関する原則 5 の指針として明記されています(指針 5-3 第一文・第二文)。加えて、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資するという考え方が明記されています(指針 5-3 第三文)。

議決権行使結果の個別開示が原則的なものと位置付けられるなど指針 5-3 の改訂により、機関投資家による議決権行使結果の公表が進み、議決権行使内容の可視性が高まることが見込まれます。機関投資家から投資を受ける企業の側も、個々の機関投資家の自社に対する議決権行使結果が個別的に公表される可能性が高まることを踏まえて、IR 活動に取り組むことが求められます。

7. 経営陣の役割・責務

今回の改訂により、機関投資家の経営陣の役割・責務に関する指針が追加されています。具体的には、機関投資家の経営陣は、①ステュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではないこと、②自らが対話の充実等のステュワードシップ活動の実行とそのための組織構

築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきことの 2 点が明記されています(指針 7-2)。

8. 運用機関の自己評価

改訂前の日本版 SSC でも、機関投資家が策定したスチュワードシップ活動に関する方針の改善など将来のスチュワードシップ活動をより適切なものとするための努力義務が掲げられていましたが、今回の改訂により、機関投資家のうち特に運用機関は、ガバナンス体制・利益相反管理、スチュワードシップ活動等の改善に向けて、日本版 SSC の各原則の実施状況を定期的に自己評価し、結果を公表すべきことが指針として明記されています(指針 7-4)。

9. 機関投資家に求められる公表項目の更新

日本版 SSC の性質上、機関投資家が今回の改訂に合わせた対応を行わなければならない期限が存在するものではありませんが、金融庁は、日本版 SSC を受け入れている機関投資家が、改訂版の公表の遅くとも 6 か月後までに、改訂内容に対応した公表項目の更新及び更新を行った旨の公表と金融庁への通知を行うことを期待するとしています。



ありよし なおや
有吉 尚哉

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n_ariyoshi@jurists.co.jp

金融取引、信託取引、金融規制対応等の金融分野を中心に多様な分野の企業法務を手掛けている。2010 年から 2011 年まで金融庁総務企画局企業開示課に出向し、金商法の改正等の企画立案に携わった経験も有する。

II. 本年度株主総会対応の留意点

執筆者: 森田 多恵子

1. はじめに

平成 26 年改正会社法やコーポレートガバナンス・コードの施行があった一昨年・昨年と異なり、本年度は総会運営に直接関わる大きな法改正等の施行はないものの、法制審議会における会社法の見直しの検討開始など、ガバナンス改革の更なる進展に向けた議論は着実に進展しつつある状況にあります。そのため、これから株主総会シーズンを迎えられる発行会社にとっては、昨年又は本年 1 月以降に既に開催された総会の傾向を踏まえると共に、近時の議論をおさえた上で、株主総会に臨むことが重要といえます。

2. 株主総会プロセスの電子化や議決権行使環境の改善

6 月の株主総会集中期に関しては、かねてより、多数の銘柄を保有する機関投資家の議決権行使期間の確保や、議決権行使環境の改善が課題とされていました。

株主総会関連日程の適切な設定を行うべきとするコーポレートガバナンス・コード(「CG コード」)補充原則 1-2③などを受け、昨年は集中日以外に総会を開催する例が増え、日本取引所グループが本年 5 月 1 日に公表した「2017 年 3 月期上場会社の定時株主総会の傾向について」によると、本年も総会開催日集中の緩和の傾向は続く見込みです。

また、招集通知の早期発送と早期ウェブ開示(招集通知を発送前にウェブサイトで電子的に公表すること)や、英訳の作成・公表も着実に進展しており、上記日本取引所グループの公表資料によると、本年は、総会 3 週間(中 15 営業日)以上前に招集通知の発送を予定する会社が 26.6%、早期ウェブ開示を実施する会社は 85.2%(招集通知発送日の平均 3.05 営業日前)、部分訳も含

め招集通知の英訳の作成を予定する会社は 35.8%とされています。このような傾向は、CG コード補充原則 1-2②、1-2④などにも沿うものといえます。

3. 議案別の傾向と機関投資家の議決権行使基準等

(1) 社内役員選任議案

近時の株主総会の特徴として、経営トップの選任決議について、厳しい評価を受ける会社が増えているとの点を挙げるができます。2015年に、議決権行使助言会社であるISSは、過去5期平均のROEが5%未満で、かつ直近でもROE5%未満の場合は経営トップの選任議案に反対するというポリシーを導入しましたが、国内外の機関投資家においても、ROE等の業績基準に関する議決権行使基準を設ける例が増えています。また、本年公表された国内機関投資家の議決権行使基準の改訂においては、一般的に基準の厳格化の傾向が見られます。機関投資家の業績基準に抵触する場合には、将来業績が向上するストーリーが描けるか、なぜこの経営トップを選任することが必要なのか、対話や開示により投資家の理解を得るための対応が重要となります。

(2) 社外役員選任議案

社外役員選任議案については、「独立性」が論点となることがあります。監査役会設置会社の場合、ISSは社外取締役については独立性を問わないとしていますが、社外監査役については非独立の場合に反対推奨をするとのポリシーを有しているため、監査役については、独立性への疑義を理由として反対率が高くなる傾向があります。また、社外役員候補者の「独立性」に関し、株主総会参考書類において開示される情報のみでは、機関投資家や議決権行使助言会社が各自設ける「独立性」の基準に対する「あてはめ」ができず、その結果「独立性」が確認できないことを理由として、選任議案に反対票を投じられることもあります。発行会社としては、たとえば、社外役員候補者の出身元企業との間の取引額は「僅少」とするのではなく、「売上高の1%未満」と株主総会参考書類に記載するなど、より具体的な開示を行うことにより、機関投資家や議決権行使助言会社とのミスコミュニケーションによる反対票を招かないよう注意することが求められます。

(3) 役員報酬(株式報酬)議案

CGコード補充原則4-2①では、経営陣の報酬は持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきであるとされています。近時、わが国でも、業績連動報酬や、自社株報酬の導入が進んでおり、本年の株主総会でもこれらに対応した報酬改訂議案が上程されると予想されます。報酬制度の設計においては、全体としての報酬パッケージがどのように経営者のインセンティブ付けをするのか、役員や将来の役員候補者となる幹部社員のやる気を引き出すのかが重要になりますが、株主総会での議案の上程の局面では、全体として見て、誰にどのプランが適用されるのかの全体像が分かる記載が望ましいと考えられます。

また、個別の議案においては、業績連動の指標や、希薄化率、支給対象者が誰なのか(社外役員や監査役にも支給されるのか)、新株予約権を含む株式報酬については、付与からどの程度の期間をおいた後に譲渡や権利行使が認められるものかななどの点を議決権行使の判断基準にする機関投資家も多数存在するため、発行会社としては、これらを分かりやすく記載することが求められます。

4. 株主総会当日の対応における留意点

(1) 質疑応答への対応

2014年に開始したNISA(少額投資非課税制度)や、1単元100株への統一等により、近年、個人株主数が増加しています。それに伴い、株主総会への来場者数や、株主からの質問数が増加し、株主総会の所要時間自体も長時間化する傾向にあります。そのため、これまで発言時間の制限や質問数の制限、質疑打ち切りなどを行っていなかった発行会社も、これらについての準備・

検討を行うことが望ましいと考えられます。

発言時間の制限や質問数の制限、質疑打ち切りなどは、いずれも議長の権限に含まれると解されていますが、特に質疑の打ち切りについては、適切なタイミングで行わなければ、決議取消事由になり得るため注意が必要です。裁判例においては、質疑の打ち切りについては、「平均的な株主が客観的にみて会議の目的事項を理解し、合理的に判断することができる状況にある」(名古屋地判平成 5 年 9 月 30 日資料版商事法務 116 号 187 頁)、「議題の合理的な判断のために必要な質問が出尽くすなどして、それ以上議題の合理的な判断のために必要な質問が提出される可能性がないと客観的に判断される」(東京地判平成 4 年 12 月 24 日判時 1452 号 127 頁)などの一般的な基準が示されていますが、総会の現場においては、質疑打ち切りタイミングの判断は事務局が行うこととし、質疑打ち切りの議長への伝達方法などについては、議長と事前に十分に打ち合わせを行っておくことが肝要です。

なお、従来は、株主総会での一般株主からの発言を促進するために、取引先や関係者の株主に発言の先陣を切ってもらうようお願いするとの議事運営について、特に問題視されることはありませんでした。しかし、近時、一般株主の発言を促進するため社員株主に対して準備した質問をさせた場合、当該質疑応答に相当の時間を要することになり、その分、一般株主の質疑ができなくなるおそれがあるとして、かかる議事運営は、「多数の一般株主を有する上場会社における適切な株主総会の議事運営とは言い難い」とした裁判例が出ています(東京地判平成 28 年 12 月 15 日判例集未掲載)。このケースでは、結論として決議の方法が著しく不公正とはいえないとして総会決議自体は取り消されませんでした。議事運営に際しては一般株主の質問の機会を阻害しないよう注意が必要です。

(2) 質疑応答の内容

昨年までと同様、本年も、経営政策・営業政策等や、配当政策・株主還元に関する質問がなされる可能性が高いと予想されます。また、米国新政権や技術革新など外部環境への対応や、近時社会問題となった従業員の労働時間の管理、ワーク・ライフ・バランス、サイバーセキュリティについての質問も予想されることです。もっとも、質疑応答においては、会社法上の説明義務を負う範囲、つまり決議事項又は報告事項に関する事項について平均的株主が合理的判断を行うのに客観的に必要な事項かとの観点からの精査が重要であり、それに加え、IR の観点や、インサイダー情報に及ばない範囲でいかに回答するかなどの観点から、事前に想定問答を準備することが重要です。

近年は、ガバナンスへの意識の高まりから、役員の指名や報酬といったガバナンス関係の質問も多く見られます。この点について、本年 3 月 10 日に経済産業省 CGS 研究会(コーポレート・ガバナンス・システム研究会)から「CGS 研究会報告書 実効的なガバナンス体制の構築・運用の手引(CGS レポート)」が出され、同月 31 日には、これを基本的に引き継ぐ形で経済産業省から「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGS ガイドライン)」が発表されています。役員の指名・報酬制度については、従来より踏み込んだ質問がなされる可能性もあり、これまでにガバナンス報告書等で開示してきた内容との整合性等も踏まえ、改めて想定問答を見直しておくことが望まれます。なお、同ガイドラインは、相談役・顧問の役割・処遇の明確化についても述べられています。議決権行使助言会社である ISS が相談役ポストを新設する定款変更に対抗推奨を行うといったポリシー変更をしたこともあり、世間の関心が集まりやすい点でもあります。本年経営トップの交代がある会社においては、経営トップの交代に関する指名手続やサクセッションプラン(後継者計画)に加え、交代後のトップが、何らかの形で社内に留まる場合には、その処遇についても質問がなされる可能性があることに注意が必要と考えられます。

5. 会社法改正について

本年 2 月 9 日に、法制審議会に会社法制の見直しが諮問され、4 月 26 日には法制審議会 会社法制(企業統治等関係)部会の第 1 回会議が開催されています。同部会では、現行法上必要とされる株主からの個別承諾を得ずに、株主総会関係書類をインターネットの利用により提供するための制度の新設や、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備、取締役の報酬等に関する規律の見直し等についても議論がなされる予定です。法改正はまだ先ですので、本年の株主総会での対応が必要になるわけではありませんが、株主総会実務に大きく影響のある改正がなされる可能性もあるため、今後の議論の経過については注意を払う必要があります。



もりた た え こ
森田 多恵子

西村あさひ法律事務所 弁護士

t_morita@jurists.co.jp

2004 年弁護士登録。会社法・金商法を中心とする一般企業法務、M&A、コンプライアンス、消費者法制などを取り扱っている。株主総会、コーポレートガバナンスに関する業務に幅広く関与。

論文情報 (2017年3月～2017年5月)

- * 「平成 29 年度税制改正の趣旨と実務への影響(上)」 武井一浩、週刊税務通信 No.3454(2017年4月17日号)
- * 「欧州 M&A の手引き 其二 ドイツ企業買収について - 買収契約実務を中心に -」 木津嘉之、Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」
- * 「The International Comparative Legal Guide to: Mergers & Acquisitions 2017 (Japan Chapter)」 高木智宏、The International Comparative Legal Guide to: Mergers & Acquisitions 2017

セミナー情報 (2017年3月～2017年6月)

開催予定

- * **申込受付中**「大量保有報告制度【応用編】」 町田行人
開催日:2017年6月15日(木)
お申込・詳細:<<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/46212.html>>
- * **申込受付中**「M&A 法務デューデリジェンスのチェックポイントと契約への反映【実践演習編】」 石川智也
開催日:2017年5月31日(水)
お申込・詳細:<<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/45886.html>>
- * **申込受付中**「大量保有報告制度【基礎編】」 町田行人
開催日:2017年5月31日(水)
お申込・詳細:<<https://www.jurists.co.jp/ja/seminars/46211.html>>

開催済

- * 「Keynote Address: Legal issues and regulatory requirements for business acquisitions」 ジラボン・スリワット
- * 「M&A 法務デューデリジェンスのチェックポイントと契約への反映」 石川智也
- * 「グループ会社管理をめぐる法的留意点と実務対応」 森本大介
- * 「【現地報告】ベトナムへの進出及び進出後の実務」 廣澤太郎
- * 「基礎からわかる『M&A』の戦略と法務」 山口勝之
- * 「M&A 法務デューデリジェンスのチェックポイントと契約への反映【実践演習編】」 石川智也
- * 「役員報酬に関する株主総会準備・運営上の留意点- 平成 29 年税制改正をふまえて」 柴田寛子

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社および投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験およびノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野および実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。